



現代中国と「アジア的なもの」への視点 : 瀬戸宏氏の批判に答える

梶谷, 懐

(Citation)

情況. 第四期 : 変革のための総合誌, 5(6):205-220

(Issue Date)

2017-04-15

(Resource Type)

article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004423>



現代中国と「アジア的なもの」への視点

瀬戸宏氏の批判に答える――

梶谷 懐 (KATTAHI ANIKAI 神戸大学教授)

「大ざっぱで粗雑な言い方でしか、いえないことがある。あるいは大ざっぱで粗雑な言い方がかるうじて指さすことがある。それがいわれた後には、そのいわれたことはどのようなにも補正されうる。しかし、それは、まず単純な形で、それとして、一度、いわれなくてはならない。」

わたしが、アレと空の鳥を指さす。そのわたしの指が曲がついてようと、わたしとしては、まずわたしの指さした鳥について、そのわたしの指さし行為について、それが正鵠を射たものかそうでないかを論じてほしい。

弓をひきしぼり、矢を放つ。そのことと、矢の「軌跡」を微分し、そこにひそむ難点を批判することとは、対立しない。両立する。」(加藤典洋『戦後の思想』講談社、一九九九、一一―一二ページ)

冒頭の文章は、戦後の言論空間における「ねじれ」のあり方とそこから生じる閉塞感について鋭く指摘した一九九七年の書物、『敗戦後論』を発表したあと、左右の陣営からの様々な批判にさらされた文芸評論家の加藤典洋による反論の弁である。

本誌一月号に掲載された瀬戸宏氏による拙著『日本と中国、「脱近代」の誘惑』(以下、「拙著」)に対する批判を目にして、上記の一節が真つ先に思い浮かんだ。瀬戸氏の指摘を俟つまでもなく、拙著には表現が舌足らずであつたり、あるいは荒つぽく感じられたりする箇所が多々あることは十分に自覚している。現代中国経済を専門とする筆者にとつて、政治分析や思想に関する批評などは専門以外の領域である。拙著の執筆にあたっては、それらの領域に大きく踏み込んだにも関わらず、草稿について各分野の専門

家に見て頂いたうえでしかるべき助言を受けることをあえてしなかった。これは研究者としてはかなりのリスクを伴う行為であり、それ自身が批判の対象になっても仕方がないだろう。

しかし、それには「あえて」そうしたという側面がある。ある分野の研究者としてある程度認められるようになればなるほど、「大ざっぱで粗雑な言い方」をすることは「細かく緻密な言い方」をすることよりもむしろ難しく感じられるようになる。それでも「大ざっぱで粗雑な言い方」をするためには、自らの専門家として抱えている安全装置をわざと外してやらなければならない。拙著を上梓するにあたって各分野からの専門家らの助言をあえて求めなかったのも、「大ざっぱで粗雑な言い方」をするための安全装置を外さなければ、現在の日中の言論が抱える問題点を自分なりのやり方で指し示すことはできないだろう、と考えたからである。

その意味で、拙著におけるさまざまな瑕疵の指摘、冒頭に加藤の表現を借りれば「矢の軌跡」を微分し、そこにひそむ難点を批判する」ことは、議論をより精緻化するためには不可欠なものであり、ありがたく受け止めたいと思っている。

もともと、瀬戸氏の批判からは、拙著における現代中国に対する捉え方や、あるいは方法論上のそれを含む認識の

枠組み、すなわち「矢の方向性」に関する根本的な批判の姿勢が感じられるのも事実である。この点については、拙著が確かに抱えているだろう数々の問題点や誤りを認めた上で、なおかつその方向性が「誤っている」と言いうるものなのかどうか、きちんとした議論を通じて明らかにする必要がある、と感じている。

以上のような問題意識から、本稿では筆者がとりあえず放った矢の「軌跡」を自ら微分し、そこにひそむ難点を指摘し・補正することで、瀬戸氏の批判に答えると共に、中国社会に関する議論をより深めることをねらいとして筆を進めることにしたい。

1. 「アジア的なもの」への理解をめくつて

まず、拙著が中国社会を論じるとき視点として、副題にもなっている「アジア的なもの」をことさらにとりあげたことについて、瀬戸氏から以下のような批判が行われている。「梶谷氏のアジア的生産様式の位置づけは、『資本論』などマルクスの考えの解釈としては再考の余地がある」「『資本論』を読んだ人なら西洋社会であつても中世は、『資本論』の中で西洋近代社会とは『基本的に異質の構造を持つ』社会として扱われているのを知っているだろう。またインドや中国が『資本論』の中で西洋中世と並んで、しばしば資本主義以前の生産様式を持つ社会の例とし

て挙げられているのを記憶しているだろう」「このようにアジアの生産様式あるいは『アジア的なもの』を、西洋近代社会ではなく西洋社会全般と対比する梶谷氏の思考様式は、本書で描かれた中国像にも影響を与え、問題をかえって不鮮明にしている(瀬戸二〇一五、一六〇ページ)。

この記述には瀬戸氏の拙著に対する違和感がどこから来ているのかを端的によく表していると思われる。当時に、ここで指摘されている「アジア的」という概念に関する考察が拙著の中では不十分だったのもまた事実だと考えるので、この点にこだわってやや詳しく考えてみたい。

ここで問われているのは、端的には「アジア的」社会は近代社会にいたる普遍的な発展コースの一段階なのか、それとも西洋社会とは異なる多系的発展コースの一類型なのか、という問題である。マルクスが当時のインドや中国の社会と西洋中世の社会を、共に西洋近代における資本主義社会(市民社会)とは異質な社会である、と認識していたのは事実だとしても、それらを「同じレベルで」異質なものと認識していたかどうかはまた別の問題である。言い換えれば、西洋中世における封建社会が近代的な市民社会を準備したのと同じように、中国における前近代の社会を市民社会の準備段階としてみる事が果たしてできるのか、ということである。

すなわち、福本勝清の表現を借りれば、アジア的生产様

式を「奴隷制にも封建性にも還元されることなく、また原始共同体社会にも解消されることのない、それ自身固有の社会構成(敵対的な社会構成)をもつ独自の生産様式」として見るのかどうか、が重要になる(福本二〇一五、ページ)。そして後者の立場、すなわち「アジア的」社会を西洋社会とは「独自の社会構成」からなる社会として理解する立場に立つ限り、「アジア的社会」を「西洋社会」全般に對置して理解するのは、むしろ自然で矛盾のない姿勢であろう。

もちろん筆者は、戦前の日本の学術界においてアジア的生产様式論への理解あるいは「アジア的」なもののまなざしが、講座派の流れをくむ論客を中心に「停滞論」すなわち、近代資本主義的な発展の「遅れ」を説明する際の理論的裏付けとして用いられたことを十分に認識している。

また、その「アジア的」を「(経済的)停滞」の代名詞として理解する姿勢が、結果として戦前の日本帝国主義によるアジア侵略を正当化する役割を果たしたことは、今日においても忘れてはならない負の経験だと考えている。しかしそこで注意すべきなのは、一九八〇年代以降の中国の経済的發展を背景として、中国社会をアジア的生产様式論の系譜からとらえる議論は、何よりも「市民社会」成立の可能性を問うものへと変化してきているという点である。戦前の停滞論とアジア侵略の忌まわしい記憶を忘れ

てはいけないからといって、現状の中国における資本主義的發展が市民社会の基盤を欠いたままに行われ、そのことによって自由な言論を求める知識人への弾圧をはじめとした暴力的な結果を招いていることに目をふさいでよいことにはならない、と筆者は考えている。

筆者はもとより、中国社会が近代化を遂げつつあるという事実を否定するものではない。ただ、その近代化の歩みを、国家への権力の一元的集中以外のやり方で、言い換えれば自立的な市民社会の基盤の上に実現できるかどうか、という点に関しては、現代中国の現状からすればかなり悲観的にならざるを得ない。ただ、悲観的であるということはその可能性を否定することとは異なる。重要なのはその困難性を認識しつつ、その可能性を追求する姿勢である。そのためにも筆者は、「アジア的」という概念が停滞論に結びつく決定論的に用いることを注意深く避けつつ、現代中国が歩みつつある近代化の道が西洋近代のそれとは相当異質なものを抱え込んだ、まさしく「アジア的な」ものであることにも厳しく目を向けていく必要があると考えている。拙著の中で烏坎村や重慶の事例をとりあげたのも、以上のような問題意識からである。

2. 烏坎村事件をめぐる

瀬戸氏は拙著の烏坎村事件に関する記述について、そ

れが「リベラル・デモクラシーの普及につながるものではなく、宗族という近代以前の「アジア的なもの」である血縁集団の利権争いに過ぎなかったのではないか」と、事件と「アジア的なもの」を無理に結び付け、かえって問題をわかりにくくしている、と批判を行っている（瀬戸二〇一五、一六一ページ）。

しかし、ここには拙著に対する明らかな誤読がある。烏坎村事件を宗族と血縁集団の利権争いに過ぎなかった、として過小評価するのは筆者のとする立場ではない。確かに拙著では、「烏坎村が同族結合の社会文化的遺産が根強く残る華南の農村であり、特定の宗族が村の党支部と村民委員会を約四〇年来独占してきたことなど、近代的な民主主義の実現というよりは宗族間の利権争い、という前時代的な統治の問題が背景にあるのではないか」と平野聡の見解を紹介し、さらに「新たな村民委員会も、『各宗族の代表による村党支部・村民委員会の再組織』化」という、むしろ宗族という末端の利益集団を社会の基本的単位として、各宗族が等しく土地開発のワケマエに与えることを目指して再編されたにすぎないのではないか。ましてやそれが、そのまま欧米メディアが期待するようなりベラル・デモクラシーの普及につながるとは考えがたい、というわけだ（拙著六六―六七ページ）」と結んでいる。ここで「・・・というわけです」と結んでいることからわかるように、「宗族

という末端の利益集団を社会の基本的単位として、各宗族が等しく土地開発のワケマエに与えることを目指して再編されたにすぎない」という記述は、筆者が平野の見解を自分なりに解釈して紹介する形で行ったものである。

それに対して筆者は、「事態のその後の推移を眺めてみると、近代的な民主主義の実現というよりは宗族間の利権争いではないか、という冷めた見方の方が正しかったように思えます」と一定の評価を示しつつ、「それを『真の民主主義』とはほど遠いものとして見過ごすこともまたできないのではないか」と留保をつけている。すなわち、烏坎村の自治を宗族間の利権争い、という前時代的な統治の観点から「のみ」とらえる姿勢については、筆者はあくまでも否定的である。

一方で、宗族のような伝統的要素を全く考慮しないで烏坎村の事例を理解しようとする姿勢も、やはり偏つたものと言わざるを得ない。田原史起による詳しい文献レビューによれば、浙江省以南の華南地域の農村では、人民公社の解体後、次第に宗族や民間宗教などの伝統的な習慣が復活し、農民たちを束ねる一つに柱になる、という現象が広くみられるようになった（田原二〇〇五）。田原は、人民公社解体後の権力の空白地帯で民国期以来の復活を遂げた父系血縁集団「宗族とそのリーダーたちを、企業家や「大社員（幹部ではない村の有力者）」などととも村落政治

にインフォーマルな影響力をもつアクターとしてその存在を重要視している。すなわち、「実際に多くの地域において、血縁的集団がまとまりを形成したり、対立を引き起こしたりと、実質的な政治アクターとして行動を起こす際、その同族意識の背景にはほとんどの場合、経済的な誘因が絡んでいる（田原二〇〇五、五八ページ）」というわけである。

烏坎村の争議についても、四〇年近くその座にあった当時の村書記および村民委員会の代表が、同村における「大姓（人数が多く勢力の大きい姓）」の有力者であり、「小姓（人数が少なく勢力を持たない姓）」の人々が強い不満を持っていたことが指摘されている。すなわち宗族を中心とした経済的・政治的利益の配分とそれに対する不満があり、それが従来の農村行政や村民自治の制度的な枠組みでは解決が不可能だったことが土地をめぐる争議の背景にあったのであり、伝統的・慣習的要因と近代的な制度の不備の双方を踏まえなければ問題を全体として理解することにつながらないのではないだろうか。

また、村民自治や農村部基層政治の専門家であるアジア経済研究所の任哲も以下のように指摘する。「宗族が代表選出の基本ユニットとなつたのは地元の伝統と関係している。広東省の東部に位置する陸海豊エリアは伝統的に宗族の影響力が強く、宗族内部における横のつながりが非常に強い。また、宗族ごとに理事会があり、宗族間の揉め事

が発生した際には理事会が処理するのである。したがって、烏坎の臨時代表理事会の選出が宗族を基本ユニットにしたのは伝統的な宗族社会が強く影響していたと理解できよう。ただし、「もちろん、宗族社会がすべてを支配するわけではない。陳情の中心人物の一人で死亡した村人は元党書記と同じ宗族出身者であることを考えると、利益配分への不満は宗族の壁を超え、村人全般に共有されていた」(任二〇一三、五九〜六十ページ)。これも、事件を理解するには伝統的な要因と経済活動に基づいた利益配分という近代的な要因の双方を考慮すべきだという主張だといえよう。そのようなバランスの取れた姿勢は、上述のように中国社会における「民主」あるいは「公共性」のあり方を考える上でも、基本的に有用だと筆者は考えている。

その意味でも、瀬戸氏が紹介されていた田中信行「虚構のなかの烏坎村」(田中二〇一五)は大変示唆に富んだ論考だった。同論文では、烏坎村で一九九〇年代より村の集団所有制企業(烏坎港実業開発公司)が「土地の株式化」に基づく農地の非農業開発を行って村の土地の開発を請け負ってきたが、農村の開発が進み、その集団企業が利益を上げるようになり、その利益配分が村民間の争議の原因となった経緯について詳述している。一九九〇年代の広東省では、行政村(村民委員会)を単位として「土地株式会社」を作り、その株式会社を通じて集団所有の土地の開発・レ

ンタル・経営などを行ってきた。こういったやり方は、土地の集団所有という枠組みの中で、農民の利益を保護し、土地の競争的な提供を通じて不動産価格の低下をもたらす効果が期待できる一方、村など基層組織と地方政府との利害対立、あるいは開発の利益を巡る村内の矛盾が生じる可能性があることを、筆者も以前から指摘してきた(梶谷二〇一二)。また田中論文では、村の土地のかなりの部分は非農業転用される際に国有化されており、そのことが烏坎村における土地開発の配分をめぐる利害対立の解決を困難にしていることが指摘されている。村民たちが土地開発の利益の「公正な配分」を主張できるのはあくまでも集団所有制企業が直接管理できる土地に限られるからだ。

これらの一連の経緯から明らかになる烏坎村の「村民自治」の実態が、以下のような性質を持つものだったことは改めて強調されてよいであろう(拙著六五〜六六ページ)。第一に、村民は「民主化」そのものを目的とするのではなく、あくまで土地開発をめぐる利益分配という経済問題を解決する手段としてとして民主的な選挙を求めた、という点。もう一つは、村民たちは自分たちの要求を主張する際に、「貪官(貪欲な役人)」が「自私(私利私欲の追求)」を行うことにより「村全体(公)」の利益が侵されることに反発するという中国社会の伝統的な「公と私」の概念に訴えたという点である。そのような性質を持つ烏坎村の

「村民自治」が、村全体よりもより大きな「公」的存在である「国家」による土地所有という現実には全く無力であったことはけだし当然の結果であつたといえるだろう。このことはまた、および宗族という同族間のつながりを超えた「共同体」的な規範が希薄だという、以下のような中国農村社会の定式化された理解が、烏坎村を含む現代中国の農村においても十分に適用されうることを示すものではないだろうか。

中国社会には国家と家族という、二つの共同体の間に介在する地方規模の共同体が存在しない。それが、中国社会に鋭い亀裂をもたらしている。地方規模の共同体、中位の共同体——具体的には、村落共同体及び村落連合、地域政權——が存在しないため、地方における権威の創出と、同じく地方規模における利害の調整が齟齬をきたしているのである。（福本二〇〇二、三九二ページ）

このように書くと、瀬戸氏は次のように反論されるかもしれない。「近代社会の様々な矛盾を乗り越えるために前近代的な伝統とのつながりを考える必要があるのは、日本や西欧社会でも同様のはずである。なぜ中国だけことさらに前近代・伝統的な側面を強調するのか」と。確かにこれは重要な点なので、拙著の関連する箇所を引用しながら、よ

り詳しく論じておきたい。

村民たちの行動を支えていた道義的な背景は、あくまでも「つながりの公」、すなわち「生民」という名でひとくりにされる、「多数者」の生存権や要求に基づいたものであった、ということです。このことが、烏坎村の運動にある種のダイナミズム——自覚的な「市民」が社会を変え、といった啓蒙主義的な堅苦しさとは無縁な——をもたらし、たしかでしよう。と同時に、「そこにみられる中国的な「公」概念の限界も指摘しておかなければなりません。そこには、欧米近代における「公」概念において、少なくとも理念的には重視されてきた、社会における「少数者」の尊厳を評価し、支える、という契機が基本的に欠けている、といわざるを得ないからです。（拙著七九ページ）

このような記述から筆者の問題意識、すなわちなぜ中国社会を論じる際にことさらに前近代的な伝統とのつながりを重視するのか、は明らかだろう。それは、筆者が中国社会における固有の価値観ともいうべき「公」概念はそのまますんなりと「公共性」や「民主」といった近代的な価値に接合されるものではない、と考えているからである。その伝統的価値観と近代的価値観との接合の困難性にこそ、前

節で述べたような、中国の近代化が、自立した市民社会を基盤にしたものになりがたいことの大きな理由の一つがある、と筆者は考えている。もちろん、重要なのはあくまでも「すんなりと」接合されない、ということであり、「絶対に」接合されない、といった決定論的な姿勢は筆者のところではない。前節で述べたように、筆者の真意は中国社会における市民社会形成の困難性を認識しつつその可能性を探る、ということにある。筆者が中国社会の近代化の過程で生じる固有の様々な矛盾を乗り越えるために、前近代的な伝統との「つながり」を考えることの重要性をことさらに強調するのも、そのような問題意識から生じる姿勢にはかならない。

3. 重慶事件「打黒」の理解をめぐって

重慶「打黒」に関する拙著の記述についても、瀬戸氏は「中国の事件と『アジア的なもの』を無理に結び付けようとしている（瀬戸二〇一五、一六二ページ）」「議論の基礎となる重慶事件の事実認識にも問題があり（同一六四ページ）」と厳しい批判を行っている。拙著の中では典拠を示さなかったが、拙著における重慶事件に関する記述は、例えばリベラル派の知識人による以下のような見解を踏襲したものである。「重慶における『打黒』のキャンペーンに伴って生じた現象の一つは、いわゆる『黒社会』のメンバーの

個人資産の没収である。実際のところ、当該キャンペーンの重要な目的の一つは、司法という手段で経済的な略奪を行うことであつた（徐ほか二〇一三、三二二ページ）。ここでは、このような記述にどの程度の妥当性があるのか、中国語の報道も参照しながら検討してみよう。

「打黒」が行われる以前の重慶において、一部の企業家と黒社会、さらにはそれを取り締まる側の行政・司法当局との間に恒常的な癒着があつたことは、瀬戸氏の言うように事実であろう。しかしだからといって、重慶における「打黒」の手法を正当化したり、「多少の瑕疵はあつたがその方向性は正しい」といった評価を下したりしてよい、ということにはならないはずである。「打黒」の実施について多くのリベラル派知識人が懸念を表明したのは、それが法的な手続きを権力によつて捻じ曲げようとするものだったからだ。たとえば罪を問われた企業家の弁護を務めていた弁護士の本庄は、証拠偽造および証拠収集妨害を理由に逮捕され、実刑判決を受け服役していたが、二〇一一年、刑期満了まであと数カ月を残したところで再度起訴された。このような処置に対し、適正な法手続きの無視だとしてリベラル法学者や弁護士が一斉に「打黒」に対して懸念を示し、抗議の声を上げるようになったという背景がある（阿古二〇一五）。例えばリベラル派の法学者である賀衛方、李の再起訴に抗議する公開書簡の中で、「八か月と

いう短い期間で、民衆による投書と検挙」という名の下に「密告」を呼びかけ、五〇〇〇人近い人を「黒社会に関係している」として逮捕し、非常に速いスピードで起訴から審判までが行われた」ことを指摘している²。

また華東政法大学教授の童之偉は、薄時代の「打黒」を従来から重慶その他の都市で行われてきた反腐敗キャンペーンのような「治安維持型」ではなく、「社会コントロール型」として位置付けている（童二〇二二）。このような「社会コントロール型」のキャンペーンは、従来の治安維持活動とは異なり、大量の公安部門の人員を投入し、それぞれの案件ごとに全権を委任された「專案組（専門事件処理チーム）」によって法手続きを無視した強権的な摘発が行われるところにある。二〇一〇年の地元紙の報道では、一万人を超える公安人員が投入され、三二九の専門事件処理チームが結成されたという。また童は独自の調査に基づき、「打黒」の拘束者は五万人に及ぶが、そのうち司法手続きによって有罪判決を受けたのは一万七千人にとどまるという数字を示している（朝日新聞中国総局二〇一三）。

このような「社会コントロール型」のキャンペーンは、公安部門の権力を急激に拡大させ、公民の生存権や財産権といった基本的権利を侵害し、その他の国家机关の職権を奪うという弊害を持つ。海外に亡命中で、内外のメディアに「打黒」捜査の不法性を訴えている李俊をはじめ、多く

の私営企業家の多くが有罪判決を受けると同時にその財産をすべて没収されるというケースが相次いでいる（朝日新聞中国総局二〇一三）。そのような民間企業家を狙い撃ちしたかのような資産没収の過程はほとんどが密室の下で行われ、その正当性には、何よりも財産権保護の観点から強い疑問が持たれている（童二〇二二）。薄が行った「打黒」がこのような「法治」にのつとらないどころか違法性の高い「黒打（非合法の取り締まり）」であつたからこそ、多くの法学者や弁護士、リベラルな知識人がその実行に懸念を示したのである。

このような専門事件処理チームの捜査手法は警察・検察・裁判所が共同で「罪を犯した」とされる人物を捜査し、法的処分を決定するもので、これらの機関相互のチェック機能が全く働かない。そのため、被疑者の人権も保障されないばかりか、拷問による自白の強要なども広く行われていたという（徐二〇二三）。徐友漁によれば、このような「專案組」による捜査・摘発は文化大革命の際にも見られ、特に人々に忌み嫌われたもので、文革終了後永久に廃止されたはずだった。それが大々的に復活したのが薄熙來の統治下にある重慶の「打黒」なのであり、だからこそ多くの知識人がその事実を驚愕し、懸念を表明したのである。「打黒」が「それなりに法手続きを踏んでいる」という瀬戸氏の評価は、このような專案組とその復活をめぐ

る歴史的文脈を無視するものではないだろうか。

瀬戸氏は「個別の明らかな冤罪はともかく、彼（薄）が推進した打黒全体が法的に不当なものであったという決定は、文強（前司法局長）への名譽回復も含めて今日まで行われていない」と述べている。確かに、「打黒」で不当に逮捕・有罪判決を受けた人々の名譽回復は必ずしも進んでいないようだ。しかし、薄の失脚後、「打黒」によって投獄された企業家などの名譽回復（平反）を求める声は決して少なくなかった。南方周末の二〇一二年一月二十九日の記事では、王立軍の後に就任した新たな公安局長の下で、李莊弁護士以外にも九〇〇名近い無実の罪で投獄された人々の名譽回復がなされるだろう、と述べている。

「打黒」関連の名譽回復が進まない原因について、李莊弁護士は以下の三つの障害の存在を指摘している。第一に、大々的な名譽回復が行われると、「打黒」活動に関わった警察・司法関係者の多くがその責任を問われかねないという問題がある。第二に、名譽回復が行われるためには裁判のやり直しが行われなければならないが、有罪判決を受けた人物の一部はすでに死刑が執行されて世を去っている。最後に巨額の民営企業家の資産が没収されたまま行方が分からなくなっており、名譽回復による財産の返却が非常に困難だという問題がある。要するに、「打黒」による法治プロセスの破壊ともたらしめた問題があまりに深刻な

ので、現在に至るまで名譽回復の作業には手を付けられていない、というのが真相なのではないか。少なくとも大々的な名譽回復が行われていないので打黒のプロセスには正当性があつた、という理解はいささか浅薄に過ぎるように思われる。

瀬戸氏は「民主派は民営企業から資金提供を受けているので民営企業の論調に偏っている」と述べているが、これこそ根拠の乏しい推測というものではないだろうか。そもそも、重慶における「打黒」に「民主派」が懸念を示した、という認識は正しいだろうか。例えばその司法手続きの欠如に懸念を示したのは賀衛方や江平、何平、張思之、莫少平のような法学者や弁護士だが、彼らは「憲政」と「法治」を主張しているリベラル派ではあっても、「民主化」には一貫して距離を置いてきたことで知られている。この「民主化」という言葉の解釈の難しさについては、次節で改めて論じることとする。

さて、「打黒」に象徴される「重慶事件」と、拙著においてより詳しく論じた農村開発に関する「重慶モデル」とは区別して論じなければならないのは言うまでもない。四川省の成都市と共に二〇〇七年六月に「全国都市農村一体化総合改革試験区」が設立され、都市農村一体化の社会実験が実施されている。筆者は、これらの農村都市化の政策そのものを現実性に乏しいなどの理由で批判しているわけ

ではなく、むしろその意義を評価してきたつもりである（梶谷二〇一四）。ただ、筆者が問題にしているのは、このような都市化の社会実験が「打黒」のような薄という政治家の個人的な野心と結びついた「憲政」「法治」を無視した政治手法と結びつき、それらの手法が込みで大衆に支持されたことである。彼の手法を支持した庶民層は、明らかに法手続きの重要性やその人権侵害について十分に理解していたとはいえないからである。

一方、成都で実施された農村都市一体化政策（「成都モデル」）は、社会保障などの都市住民が享受しているサービスを農民にも提供することを目的とし、そのために土地制度の改革、農地の流動化と集約化、農民工の待遇改善、行財政制度の改革をその内容に盛り込むという点で、重慶モデルと極めてよく似た側面をもつものである。

「二〇〇〇万人の農民に都市戸籍を与える」といった派手な数値目標を掲げるものではなく、日本での認知度も重慶モデルほどではないが、都市化政策の専門家からはむしろより高い評価を得ている。拙著問題にしたのは、農村を都市化するという政策パッケージではなく、あくまでも数値目標を掲げて社会の注目を集め、自らの権力基盤を強めようとする薄の政治手法である。

数値目標が問題なのは、一つには、数値の達成自体が自己目的化してしまうこと、そしてもう一つは、目標の数値

が達成されたとしても、実質が伴っているかどうかの評価が難しい点である。例えば多くの農民工を都市のマンションに移住させたとして、十分な職を保証できるか、といった点の検証が十分になされているとは言えない。また、重慶における公営マンションの建設はその七〇％が銀行融資によって調達されたといわれる。重慶における住宅建設が行われたのはちょうどリーマンショック後の四兆元規模の景気対策が発動していた時期であり、八つの大きな国有投資会社を中心とした「融資プラットフォーム」と呼ばれる手法で過剰な投資が行われ経済成長を支えた時期であった。マンション建設の資金も不動産価格の値上がりを見込んだ融資プラットフォームを通じたものであったと考えられる。このような融資プラットフォームによって調達された資金が不良債権化するという懸念も早くから表明されていた。リーマンショック以降の景気刺激策により中国全土で過剰な投資が行われた反動としてデフレ不況が中国全体を襲っている現状を考えれば、このような積極的な不動産投資が果たして持続可能なものだったかどうかにはやはり疑問符がつくだろう。

もっとも、このような融資プラットフォームによる資金調達と不動産バブルに依存した粗放的な経済運営は、薄の失脚後直ちに軌道修正が図られたようである。南方週末の二〇一五年五月二二日の記事「兩年一四〇〇億 重慶大減

地方債」によれば、重慶市は一時期地方債務のGDP比が九二・八%と全国二位であつたが、二〇一三年から一四年にかけて債務削減の努力が行われ、二〇一四年末の時点ではその比率は七七%に減少したという。また、不動産投資の資金源となつた「八大国有投資会社」も五つに整理統合が行われ、債務の規模も縮小されたという。これらは重慶の経済政策を取り仕切つていた黄奇帆重慶市長の手腕によるものであり、彼らが中心になつて進めていた都市化のプラン自体は評価すべきものを含んでいたことを示している。つまり、薄によつて「本来の目的とかけ離れた派手なパフォーマンス」にされてしまつた重慶の都市化政策が、彼の失脚後ようやく「本来の目的に引き戻された」というのが妥当な見方ではないだろうか。

瀬戸氏は薄熙来事件の本質について「国有経済・社会主義要素重視か私営経済重視かという中国共産党の路線対立に彼個人の権力闘争がからまつたもの」である、という見解を示している。しかし、薄の重慶における政治手法が、果たして「社会主義要素重視」であつたかは疑問である。

民営企業は圧迫された一方で、開発業者や不動産市場は優遇されるなど、重慶の都市化自体が不動産バブルにより発生したレントの獲得という極めて資本主義的な要素に依存して進められたという側面を持つからである。

また、薄は王立軍による米大使館駆け込み事件が起きて

から自身が逮捕されるまでの間に、彼を支持する警察・司法権を握る周永康と軍制服組トップの徐才厚などと共にクーデターを企てていたとも伝えられる(峯村二〇一五)。政策上の路線対立がこのような政治的な「危機」の発生に直結するという事態は、「権力の分け合い」を許さない単一権力的な社会のあり方を前提としなければ理解できないのではないだろうか。このように、重慶の現象をつぶさに眺める中で浮かびあがつてくるのは、「多数者」の利益の実現を「公」にかなう、すなわち「よきもの」として、少数者の権利擁護することよりも優位に置くという伝統的な価値観と、それに支えられた単一権力的な社会のありかたに、中国の政治経済は現在に至るまで大きく揺さぶられ続けている、という事実である。このような中国社会の問題点が集約されているからこそ重慶事件およびそれが示唆するものについて目をそらすわけにはいかない、というのが筆者の見解であり、現時点でも基本的にそれを改める必要は感じない。

4. 「民主化」の理解をめぐる

瀬戸氏は中国の「民主化」に関して、以下のように記述している。「中国で民主派は過去に勝利しなかつたわけではない。辛亥革命も民主化運動の側面もあつたし、実際に最後の古代帝国である清朝を倒しアジア最初の共和国であ

る中華民国を樹立した。一九四九年の中国革命も、国民党政権に対する民主化運動の側面がある。文化大革命も大民主が強調されるなど疑似的ではあってもやはり民主化運動の側面があった(瀬戸二〇一五、一六五ページ)。

しかし、ここには毛沢東時代における大衆動員的な「大民主」と、近代的な「民主政(デモクラシー)」についての無意識なあるいは意図的な混同があるように思われる。トクヴィルの聲に倣えば、近代的なデモクラシーは「政治的な権利の平等化」を伴っているはずである。このような「政治的な権利の平等化」は言論や政治活動の自由の保障、および政府に対するアカウンタビリティの要求などといった自由主義的な諸権利と結びついていなければならない。従って、このような近代的なデモクラシーは当然ながら専制的な政治体制、すなわち「単一権力社会」とは相容れない。しかしながら、毛沢東時代における「大民主」はそもそも自由主義的な権利の徹底的な抑圧を伴うものであり、むしろ単一権力的な専制政治との整合性が強い概念である。その意味で、「大民主」の主体として想定されているのは、近代的な市民社会の担い手ではなく、むしろ国家や官僚システムとは無関係のところで生まれて死ぬ人々、すなわち「生存を天に依拠する民」という意味での「生民」という言葉で表わされるものの方がふさわしいと思われる。

そして、「少数者の専制(私)」Ⅱに対して「多数者の利益(公、天下)」Ⅱを対比させ、後者をよきものとみなす思想が、「生民」たちの生存権が「均(偏りがなく、充足している状態)」である状態への志向として、伝統中国社会に広く息づいていたことは、思想史家の溝口雄三の所説に依拠しつつ拙著で詳しく論じたとおりである。重要なのは、このような伝統的な「生民」概念には、やはり溝口によって以下のように、近代以降の中国社会におけるラジカルな社会変動―中国革命から文化大革命に至る―を読み解く際のカギとしての意味付けがなされている点である。

このように、生民権は、反私・反個人・均をその特質としたものであり、そのかぎりでは中国的に(「中国的に」に傍点)反ブルジョア(反少数・反私)の社会主義的傾向をもつものであった。

個人の私有財産権というものを原理的に確立するというよりは、それを抑圧する方向に中国の生民権は向かったわけだが、一方それと反比例して、それは貧富を均にするという経済的平等に向かって発展し、この生民権は民生主義という独自の主義をつくりあげた。そしてまた、政治的には、ブルジョアの自由を否定するプロレタリア独裁の公式を根づかせるための伝統的土壌ともなったのである。(溝口一九九五、二二六ページ)

ここでは、中国においてはブルジョア的自由を否定する社会主義思想も、「生民」たちの生存権を重視する前近代からの価値観との連続性から理解されなければならない、という見解が明確に示されている。現代中国社会が「民主」の要件として「生民」による生存権の要求を重視することへの明らかな偏りが見られ、そこではともすれば少数者の諸権利はないがしろにされがちであるのも、このような伝統的価値観との連続性を前提として初めて理解できよう。また、そのような社会には公平で慈悲深い為政者を僭称する野心的な政治勢力―重慶事件における薄熙来のような―が、「民意」を体现したことを旗印に私的な利益追求をはかる、という落とし穴が常に待ち構えていることも拙著で指摘した通りである。ここには、自らの利益を踏まえた制度変化を求めて意思表示することができず、自らの主人となるような独裁的な権力者を支持する民衆と権力との明らかな「共犯関係」が存在する。

このような「多数者（の支持を得た独裁者）の専制」を回避するには、憲法によって政府の権力を縛ること、すなわち、「憲政（立憲主義）」の実現が必要となる。しかし、中国社会において、そのような権力の分立の前提となる「憲政」は大きな困難に直面している。瀬戸氏も指摘するように「勝利した民主派が間もなく独裁者に変質してしまっ

（瀬戸二〇一五、一六五ページ）」ということがしばしば起こりうるのは、中国社会においてこれまでこのような権力の分立と「生民」による生存権の実現という意味での「民主」が両立してこなかったからだと筆者は考える。

中国の民主化について語ることは難しい、という一点に関しては筆者も瀬戸氏に同意する。ただし、その難しさは、中国社会において「民主」という言葉からイメージされるものには、西欧的なデモクラシーとは別に「大民主」に体现されたように民意を伝統的な天下概念で読み替えることによって得られる中国独自の概念と存在され、その二つがしばしば混同されることにある。今後の中国社会の動向を見据えていくためには、まずこの二つの「民主」概念をきちんと峻別しつつ論じることが不可欠になるだろう。

おわりに

瀬戸氏も指摘するように、筆者もまた「近代は固定したものではなく、常に自己を否定しながら進んでいく性格を持つている（瀬戸二〇一五、一六五ページ）」ものだ、と考えている。また農村の人間関係など前近代の「アジア的なもの」を色濃く描いてきた莫言が西洋近代文学と価値観を共有する作家である、というのもその通りであろう。だからと言って、筆者は「日本はもちろん中国も経済や社会の発展に伴って前近代社会要素や思考様式は刻々と消滅してい

る(同「一六四ページ」)かどうかという点について、瀬戸氏ほど樂觀的に考えることはできない。特に本稿でも繰り返して述べてきたように、現代中国における「社会」と「権力」との関係が、王朝時代の専制国家におけるそれになお規定され続けている以上、どれだけ経済的・物質的な近代化を実現しようとも、今後の中国社会を考えるうえで、「伝統的・前近代的なもの」との関係を意識することは、決定的に重要だと考えている。

これもこれまでに述べたことの繰り返しになるが、中国社会を考えるうえで、「伝統的・前近代的なもの」ととの関係を常に意識する姿勢は、戦前の講座派の論客のように、ともすれば近代的国家や資本主義の発展を否定した停滞論・決定論にくみする姿勢とは似て非なるものであり、むしろ近代化の普遍性と主体性を欧米中心主義的な思考から取り戻すことを目指すものである。拙著ではそういう筆者からの「来るべきアジアの近代」の構築に向けたメッセージを折に触れ盛り込んだつもりなので、それが理解されなかったとすれば非常に残念だ、というほかはない。だが、現在の日中の社会、あるいはそれをめぐる言論が抱える問題点をより深く受け止め、閉塞感の漂う現実を少しでも動かしたいと願う人々には、筆者の問題意識はある程度理解されたのだと信じたい。

参考文献

- 阿古智子(二〇一五)「中国における『法治』―葛藤する人権派弁護士と市民社会の行方」(石井知章・緒形康編『中国リベラリズムの政治空間』勉誠出版)。
- 朝日新聞中国総局(二〇一三)『紅の党 完全版』朝日文庫。
- 梶谷懐(二〇一二)「農村都市化の政治経済学―農地流動化、非農業転用の観点から―」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積(神戸大学経済学叢書)』勁草書房。
- 梶谷懐(二〇一四)「土地政策―都市―農村二元体制とその課題」(中兼和津次編『中国経済はどう変わったか―改革開放以後の経済制度と政策を評価する(早稲田現代中国研究叢書)』国際書院)。
- 加藤典洋(一九九九)『戦後の思考』講談社。
- 徐友漁ほか(二〇一三)『文化大革命の遺制と闘う―徐友漁と中国のリベラリズム』社会評論社。
- 田中信行(二〇一五)「虚構のなかの烏坎村」『中国研究月報』第六九巻第六号。
- 田原史起(二〇〇五)「中国農村政治研究の現状と課題――村落政治のアクター分析にむけて――」『アジア経済』一月号。
- 任哲(二〇一三)『烏坎事件』からみる中国の基層政治』『アジア研究ワールド・トレンド』No.310。
- 福本勝清(二〇〇二)「中国近代における自然村と行政村」『明治大学人文学研究所紀要』第五〇冊。

福本勝清(二〇一五)『アジアの生産様式論争史―日本・中国・西欧における展開』社会評論社。

溝口雄三(一九九五)『中国の「公」と「私」』研文出版。

峯村健司(二〇一五)『十三億分の一の男―中国皇帝を巡る人類最大の権力闘争』小学館。

童之偉(二〇一二)『社会管控型打黒。教訓』『財經』第三一七期

中国人民大学城市规划与管理系(二〇一二)『成渝统筹城鄉發展土地政策比較研究報告』日本貿易振興機構(JETRO)。

Yumin Ye and Richard LeGates(2013), *Coordinating Urban and Rural Development in China: Learning from Chengdu*, Edward Elgar Pub.

注

1、例えば呉麗璋「烏坎村土地糾紛与宗族之爭」『三聯生活周刊』二〇一一年十二月二〇日、(<http://www.lifeweek.com.cn/2011/1220/36080.shtml>) 二〇一六年一月二一日アクセス)。なお、二〇一六年六月、烏坎村の抗議活動のリーダーであり、選挙により村の指導者に選ばれた林祖恋氏が収賄の疑いで逮捕された。土地の返還を求めた住民集会が開催される直前の逮捕であり、林氏の解放を求める住民の抗議集会が直ちに開かれるなど、烏坎村をめぐる状況は混乱を極めている。

2、「為了法治、為了我們心中的那一份的理想」『共識網』二〇一一年四月二二日、(<http://www.21ccom.net/articles/zgyj/gmq/2011/0412/33396.html>) 二〇一六年一月二一日アクセス)。

3、「李莊回重慶」『南方週末』二〇一二年二月二九日(<http://www.infzm.com/content/83315>) 二〇一六年二月一日アクセス)。

4、「江平呼吁認真對待重慶免假錯」『財新網』二〇一三年十二月一三日 (<http://china.caixin.com/2013-12-13/100617412.html>) 二〇一六年二月一日アクセス)。

5、例えば、Ye=Legates (2013) など参照。

6、「重慶模式的帳本」『FT 中文版』二〇一二年三月二七日 (<http://www.ftchinese.com/story/001043839>) 二〇一六年二月一日アクセス)。